

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号			
手続名	社会福祉法人の解散命令	根拠条項	第 5 6 条第 8 項			
処 分 基 準	<p>社会福祉法人の解散命令を行うのは、法第 5 6 条第 8 項に規定する場合のみである。</p> <p>社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときに、解散を命ずることができる。</p> <p>処分に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準 2 平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領 3 平成 2 9 年 4 月 2 7 日付け児企発 0 4 2 7 第 7 号・社援発 0 4 2 7 第 1 号・老発 0 4 2 7 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」 <p>を判断の指針とする。</p>					
対応 区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	福祉課	交付 機関	福祉課	目次